

# 令和5年度事業計画（案）

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

## 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症による各種の行動制限がなくなり、ようやく通常の社会生活へ戻りつつある今年度は、ウクライナ情勢等を背景とした原材料価格の上昇や供給制約などが心配材料ではあるが、景気後退からの回復にとどまらず、新たな成長経路に向かって上向きの動きが続くと思われる。また、消費行動の変化やデジタル化・脱炭素化の進展なども注視すべき流れとなるであろう。

このような状況のなかで、近年社会問題となっている所有者不明土地問題の解消を目的に、相続登記を義務化する法改正と、新たに「相続土地国庫帰属法」が制定され、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化に効果があると期待される。

今年度施行される「相続土地国庫帰属法」がどのように運用されていくのか注視するとともに、当協会としてどのように関与する事が出来るのか模索する年となろう。

また、当協会は、昭和61年に設立されて以来、本来業務である嘱託登記業務を通じて、官公署の行なう公共事業及び登記行政の円滑な推進を支援し、もって公共の福祉及び国民の権利擁護に貢献することをその使命としており、今年度も嘱託登記業務の受託拡大に向けた業務活動を推進していく。

## 2. 総務

### （関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、本会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

### （人材確保と社員の能力向上に向けた取り組み）

当協会の組織力はイコール人間力である。常に質の高いサービスを提供できる体制を整えるには、安定的な人材の確保と、高度な社員教育による各社員の能力向上が必須である。このため、積極的に新人の勧誘活動を行い、新入社員には知識向上のための教育を行っていく。

### （広報）

ホームページや本会の会報を通じて当協会の情報を随時発信していく。社員向けのホームページには嘱託登記業務で必要な情報をより多く掲載し、その内容の充実をはかっていく。

### 3. 嘱託登記業務

当協会が、継続して安定的な組織運営と活動を行っていくには、嘱託登記業務の受託拡大が必要であると考えており、引き続き受託の拡大に向けて官公署への開発・啓発活動を積極的に行っていく。

県が進める「愛知県基幹的広域防災拠点の整備」については、大量の用地買収を伴う事から、受託体制を強固にするため、より多くの人員で対応する。

登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村には、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、新規での契約締結や受託増加に向けた働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知をはかり、この業務の利用拡大に繋がる取り組みを強化していく。これにより嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談業務を含めた一連の業務の受託を通じて、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与できるように取り組んでいく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行っていく。

### 4. その他の公益目的事業

(長期相続登記等未了土地解消作業)

法務省が発注する長期相続登記等未了土地解消作業については、発注される数量が減少しているが、作業が実施できるような体制が整えられているので、今年度見込まれる発注に対しては積極的に参加していく。

また、これまでにこの解消作業を行う中で得た現場の情報を元に、所有者不明土地問題の解消のために何を変えて行けばいいのか、法務局に対しても提言を行っていく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を広くPRするために重要である。今年度も引き続き調査士協会と協力し、講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、講師の派遣等対応できるような体制を整えていく。また、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを各社員が活用できるような仕組みを整えていく。

(全司協)

公嘱協会の受託範囲の見直しを図り、嘱託登記を伴わない様々な相続人調査や裁判所提出書類作成業務を可能とするような司法書士法一部改正を全司協を通じて要望していく。

### 5. 経 理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

以上